

空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業についての公示

平成29年7月11日

国土交通省住宅局長

次のとおり、空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業

(2) 事業目的

本事業は、空き家の多様な利活用等を進めていくため、民間事業者等と連携して空き家所有者情報を活用するモデル的な取組等を行う市区町村を支援し、それら取組の全国的な普及を図る。

(3) 事業内容

市区町村が行う空き家所有者情報を活用するモデル的な取組等の実施

(4) 事業期間

補助金交付決定通知の交付日から平成30年3月2日（金）までを予定している

2. 補助事業者

1. (3) に取り組む市区町村を対象とする。

なお、本事業における代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、事業実施に係る責任体制を整備する必要がある。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅政策課 空き家利活用推進事業担当 猪野間、中澤

電話：03-5253-8111（内線39244）

ファクシミリ：03-5253-1627

電子メール：hqt-juusei@ml.mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

① 期間

平成29年7月11日（火）から平成29年7月24日（月）まで

② 方法

募集要領の交付を希望する場合は、下記 URL よりダウンロード、もしくは上記の担当まで電話連絡を行った上、手渡し、電子メール、ファクシミリのいずれかの方法により受け取ることができる。

URL：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000037.html

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限

平成29年7月24日（月）18時まで（必着）

② 場所

上記3.（1）の担当部局

③ 方法

上記3.（1）の担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る）により3部（正本1部、副本2部）

4. 補助事業者の選定

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているもの内容について書面審査を行い、予算の範囲内で採択する。

5. その他

- 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 関連情報を入手するための照会窓口は、3.（1）に同じ。
- 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出側の負担とする。
- 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にする。
- 採用された応募書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提出された応募書類は原則返却しない。
- 同一の内容で、国または地方公共団体より補助金を受けている場合は対象

外となる。

- 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。
- 詳細は、別途交付する募集要領による。